

専門的に学ぶ場が中学のはずなのに...

全国で免許外授業が横行!



発行所
高松市田村町1033-3
TEL (087) 867-4797
FAX (087) 867-6446
香川県教職員組合
定価 1部50円 1月100円
(組合員の購読料は組合費を含む)

香教組ホームページ
http://kakyoso.com/

春の教育講座
6月21日(土)
13:00~
講師 ムアング・ゴードン
(四国学院大学教授)
内容 「日本における本質的な平等と教育とは」
場所 高松テルサ2F
202号室

香川県教職員組合は、5月10日文部科学省から47都道府県における免許外授業を担当している件数についての資料を入手しました。この資料によると香川県の2012年度から2014年度にかけて中学校の免許外教科担任の許可件数が年々増加していることがわかります。

また、香川県以外でも200件を超えている都道府県が全国に11県も存在し、全国的に見ても免許外教科担任の許可件数が非常に増加していることがわかりました。

国・数・英に免許外教科担任が集中

2014年度の香川県の免許外教科担任の許可件数は162件あります。

通常、中学校の教員で他の教科を教える場合、臨時免許状を取得してその教科の指導に当たるのが一般的ですが、免許外教科担任は、臨時免許状を取得せず自分の持っている免許以外の教科の指導を教育委員会が許可

した場合、単年度に限り他の教科を担当するものです。

香川県では学力向上をうたっているにもかかわらず、多くの教科で免許外の授業を実施する実態が増加すれば、中学生の学力が伸びるはずはありません。

香川県では下の表のように、国語、数学、英語などで免許外教科担任の数が多くなっている実態があります。

免許外教科担任の許可件数

	2012年度	2013年度	2014年度
青森県	329	336	319
福島県	765	615	588
千葉県	268	283	259
東京都	0	0	0
岐阜県	418	373	357
静岡県	316	361	378
愛知県	124	119	118
大阪府	127	110	116
兵庫県	277	275	254
和歌山県	260	235	254
岡山県	19	19	20
広島県	136	185	225
徳島県	207	186	203
香川県	120	125	162
愛媛県	188	146	144
高知県	144	153	145
福岡県	49	45	54
佐賀県	6	5	2

中学校 免許外教科担任の許可件数 2014年度

都道府県名	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術	家庭	外国語	合計
青森県	7	12	14	10	6	73	11	74	109	3	319
福島県	38	40	34	33	2	95	18	162	160	6	588
千葉県	15	6	19	6	6	44	28	79	49	7	259
東京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県	19	22	29	17	3	19	70	80	90	8	357
静岡県	27	40	41	23	2	43	39	51	92	18	376
愛知県	5	9	6	2	0	7	0	51	35	3	118
大阪府	15	1	12	3	0	2	2	52	23	6	116
兵庫県	6	10	13	2	1	48	13	72	89	0	254
和歌山県	2	4	12	12	1	25	9	95	90	4	254
岡山県	0	0	0	0	0	1	1	12	6	0	20
広島県	24	31	24	31	8	15	14	32	18	0	197
徳島県	8	14	24	5	3	19	37	33	47	13	203
香川県	43	11	39	7	2	2	7	9	7	35	162
愛媛県	2	4	1	1	2	30	9	39	55	1	144
高知県	2	0	3	0	0	30	3	52	55	0	145
福岡県	0	0	1	1	0	3	1	25	23		54
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2

正直自信はない

静岡県のある理科の教員は、次のように話します。「私は小さい中学校に行ったとき何度か『数学と一緒に教えてもらいたい』といわれた。数学の免許外教科担任については『理科教員なら数学を教えることができるだろう』といわれることが多い。理科教員の配置人数がたまたま多かったときは『数学の手伝いに行ってもらいたい』とよく言われた」と語ります。

ほとんどやっていたら県もある

すべての県で免許外教科担任が横行しているわけではありません。佐賀県は全県で中学校での実施は2件しかなく、免許外教科担任制を行わない方向にしています。

免許外教科担任制で多くの授業を行っているのは、子どもたちがゆきとどいた教育ができるはずがありません。私たちは、今後も教育委員会に対してこのよきな実態を少しでも減らせるように必要な正規の教員数を確保するように要求していきたいと考えています。



5月3日は憲法記念日。全国各地で記念の行事が行われた。念の行事が行われた。▼先の日米首脳会談で安倍首相は「米国のあらゆる戦争に“切れ目なく”自衛隊が参戦・軍事支援する」と約束してきた▼2014年12月の衆議院選挙の時、子どもたちは自分たちが戦争に行かなければならない日がくるのかと選挙の動きに敏感だった。今、子どもたちの心配が現実になるのではないかと危ぶまれる動きがみえる▼「戦争法案」も「TPP」も、国の行く末を左右する大きな決定だ。しかし、ここ数日の報道は、箱根山の噴火に関することばかり。昨今のマスコミの状況は、まるで先の大戦前夜と同じように見える▼だからこそ、日々

いま、私にできること

忙しくとも社会の動きに細やかに目を向け、今私たちができることを子どもたちのためにやっつけていきたいものである▼南アメリカ先住民の間には「ハチドリの一とせず」という話が伝承されている▼森が燃えていた／森の生き物たちはわれ先にと逃げていった／でもクリキンディという名のハチドリだけは、くちばしで水のしずくを一滴ずつ運んでは火の上に落とすとしていく／動物たちはそれを見て「そんなことをしていったい何になるんだ」と言って笑う／クリキンディはこう答えた「私は、私にできることをしているだけ」▼子どもたちを再び戦場に送らないうために、私たちは何をすべきか。後悔のない行動をしたい。

教員評価不服申し立てで控訴棄却

県教委の裁量の是認問われる!

2007年12月の勤勉手当の成績率について評価が低かったことなどを不服として、県の人事委員会に評価の取り消しを求めた高松市F教諭の裁判で、高松高等裁判所は4月28日、県側の控訴を棄却し、1審に続いて教諭の訴えを認める判決を言い渡しました。

2014年1月、高松地方裁判所は教諭の訴えを認めて評価の取り消しを認める判決を言い渡し、県がこれを不服として控訴していました。

社会的な妥当性に欠ける

高松高等裁判所で開かれた裁判で生島弘康裁判長は「著しく社会的な妥当性に欠ける判断にもとづいて、教諭に不利な事実ばかりを認定した評価がなされていて違法だ」などとして、県の控訴を棄却、F教諭の訴えを認めました。判決では、成績率の決定について「県教委の裁量を是認した本判定の判断内容は、合理性を持つものとして許容される限度を超え、著しく社会的妥当性を欠くものと認められる」と述べられています。

判断基準ははっきりとすべき

しかし、本判決では、勤務評価と勤勉手当への実績反映の制度そのものの是非については言及されていません。香教組は、この制度導入時に、どのような場合に下位（良好でない）区分となるのかについて明確な判断基準を出すよう求めてきました。また、CEART勧告においては、県教育委員会と組合との間で早急な話し合いを行うべきとの指摘がなされましたが、今もなお、県教育委員会からの判

採用試験パーフェクト学習会のご案内

集団面接を乗り切るために

日時 2015年6月6日(土)

受付 9:00

(開会) 9:30~12:00

場所 サンメッセ香川 2階中会議室

(資料代が300円だけが必要です。)

「集団面接の受け方」(集団面接実技演習)

「残り1か月半の学習の仕方」などについて学びます。

みなさんのお越しをお待ちしています。



戒告より低い評価などあり得ない

今回の判決は、妥当性を欠いた「勤勉手当への実績反映(成績率)」制度が引き起こしたものだといえます。香教組は、引き続き「教育の場に査定制度が本来に必要なものなのか」ということについて追究し、勤務評価を賃金に反映させないよう運動を展開していく決意です。

青年のみなさんへ

「こんなときはどうしたらいいだろう?」「誰かに聞いてもらいたい!」そんな時はありませんか? 青年部では、6月からエデュカフェ&しゃべり場をオープンします。

6月のエデュカフェ 20日(土) 教育講座 高松テルサ13:00~

6月のしゃべり場 5日(金) 19日(金) 香教組会館18:30~

※ 詳細については、香教組までお問い合わせください。

教員免許更新講習の手続きはお済みですか?

今年度、教員免許講習更新講習の受講が必要な方は以下の通りです。

	生年月日	最初の終了確認期限	免許状更新講習の受講期間
①	昭和35年4月2日~昭和36年4月1日 昭和45年4月2日~昭和46年4月1日 昭和55年4月2日~昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日~平成28年1月31日
②	昭和36年4月2日~昭和37年4月1日 昭和46年4月2日~昭和47年4月1日 昭和56年4月2日~昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日~平成29年1月31日

1 香川大学

募集申込期間(先着順)

1次 4月13日(月)~5月22日(金) 17:00締切

2次 7月8日(水)~7月17日(金) 17:00締切

募集受講申込書提出期間

1次 5月29日(金) 17:00必着

2次 7月24日(金) 17:00必着

2 徳島文理大学

受講希望講座仮申し込み 6月12日(金)

受講予約完了後(受講申込書提出)

3 四国学院大学

募集申込期間(先着順) 5月18日~6月30日

募集受講申込書提出締切 6月30日まで